

第5章 課税標準の特例対象施設

(法第 701 条の 41 関係)

(表中の分数が控除割合)

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
人的なもの	1	1	協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法人税法第 2 条第 7 号別表第 3 に掲げる協同組合等（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、信用金庫、中小企業等協同組合等）
都市施設で非課税以外のもの		2	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第 152 条第 5 項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除きます。）において直接教育の用に供する施設
		3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの (第 4 号に掲げるものを除きます。)	3/4		公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のものは、次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限り、をいいます。 (1) 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設（沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水、廃液若しくは下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。)) (2) 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設（ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設等）及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（(3)に掲げる施設を除きます。）で、一定のもの (次ページへつづく)

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で非課税以外のもの	1	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの (第4号に掲げるものを除きます。)	3/4		(前ページからのつづき) (3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設（活性炭利用吸着式処理装置、直接燃焼式処理装置、触媒利用燃焼式処理装置、蓄熱体利用燃焼式処理装置、液化式処理装置等） (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設（1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上）のごみ処理施設に限ります。）で同項の許可を受けているもの（焼却装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、ばい煙処理装置、計測器等その他の附属設備に限ります。）及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの（同法施行令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物処理施設（脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固型化装置、焙焼装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれに附属する搬送装置、貯溜装置、ばい煙処理装置等その他の附属設備に限ります。））で同項の許可を受けているもの (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（同法第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設は除きます。） (6) ダイオキシシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」といいます。）から発生し、又は排出されるダイオキシシン類（同条第1項に規定するダイオキシシン類をいいます。以下同じ。）の処理施設で次に掲げるもの ① 特定施設から発生するダイオキシシン類の処理施設で重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、電気捕集等の方法によりダイオキシシン類を処理するための装置及びこれらに附属する機械その他一定の設備 ② 特定施設から排出されるダイオキシシン類を含む汚水又は廃液の処理施設で沈澱、浮上、油水分離等の方法によりダイオキシシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置並びにこれらに附属する機械その他一定の設備

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で非課税以外のもの	1	4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものの用に供する一定の施設	3/4	1/2	1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものとは、次に掲げる事業をいいます。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 (2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 (3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業 (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業
						2 一定の施設とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設をいいます。 (1) 前記1の(1)に掲げる事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (2) 前記1の(2)に掲げる事業 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (3) 前記1の(3)に掲げる事業 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (4) 前記1の(4)に掲げる事業 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で非課税以外のもの	1	10	港湾法に規定する港湾施設のうち航行補助施設、旅客施設及び船舶役務用施設で一定のもの	1/2	1/2	港湾施設うち航行補助施設、旅客施設及び船舶役務用施設で一定のものとは、次の施設をいいます。 (1) 港湾法第2条第5項第5号に掲げる航行補助施設のうち港務通信施設 (2) 港湾法第2条第5項第7号に掲げる旅客施設(宿泊所にあつては、客室、食堂、広間その他宿泊に係る施設で一定のもの) (3) 港湾法第2条第5項第8号の2に掲げる船舶役務用施設
		15	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限り、)の用に供する一定の施設	1/2	1/2	タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設
		16	公共の飛行場に設置される施設で一定のもの(非課税該当施設(法701条の34第3項第23号)を除きます。)	1/2	1/2	一定の施設とは、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設等をいいます。
		17	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの(第18号に掲げるものを除きます。)	1/2	1/2	一定の施設とは、設置される次の施設をいいます。 (1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 (2) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (3) 上屋又は荷さばき場 (4) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する施設で事務所以外の施設 (5) 上記に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車庫
		18	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫	3/4	1/2	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの
床収面率が広いものの面積あたりの		5	家畜市場	3/4		家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場(家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期的に又は継続して開場されるもの)
		6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で一定のもの	3/4		一定の施設とは、国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設をいいます。

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
床面積が 広大で 面積あたりの 収益率が低いもの	1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で一定のもの	3/4		直接これらの製造の用に供する施設で一定のものとは、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設をいい、具体的には、原料処理、仕込、醗酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設をいいます。
		8	木材取引のために開設される市場で一定のもの又は木材の加工を業とする者で一定のもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で一定のもの	3/4		木材取引のために開設される市場で一定のものとは、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものをいいます。 木材の加工を業とする者で一定のものとは、製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業（一定の処理方法により行われるものに限ります。）を営む者をいいます。 木材の保管施設で一定のものとは、専ら木材の保管の用に供される施設をいいます。（構造の要件は撤廃されました。）
		9	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で一定のもの（第10号に該当するものを除きます。）	1/2		一定の施設とは、次の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。）をいいます。 (1) 客室 (2) 食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限ります。） (3) 広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除きます。） (4) ロビー、浴室、厨房、機械室 (5) 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室及びランドリー室 ※ (4)及び(5)に掲げる施設のうち、P28～P29に掲げる消防用設備等及び避難施設等に該当する施設については、課税標準の特例の適用の対象から除かれます。
		11	港湾法第2条第5項第6号又は第8号に規定する港湾施設で一定のもの	3/4	1/2	一定の港湾施設とは、臨港地区内に設置される上屋及び倉庫（倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限ります。）をいいます。
		12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（第11号に該当するものを除きます。）	1/2		コンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設とは、コンテナフレートステーションをいいます。

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
その他	1	13	港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（前記第 11 号に該当するものを除きます。）	1/2		臨港地区外に設置される上屋（荷さばき施設）
		14	営業用倉庫（前記第 11 号及び 18 号に該当するものを除きます。）	3/4		倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
		19	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設（信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設）
	2		心身障害者を多数雇用する一定の事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限ります。） ※ 詳細は下記参照	1/2		一定の事業所等とは、常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下「短時間労働重度心身障害者」といいます。）の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除きます。以下「短時間労働心身障害者」といいます。）の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除きます。）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等を行います。 ※ 「心身障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者をいい、「短時間労働者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者をいい、「重度心身障害者」とは障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者又は同条第5号に規定する重度知的障害者をいいます。

○特例の対象となる事業所の要件

$$10 \leq \text{雇用心身障害者数} = (\text{雇用する身体・知的・精神障害者の数}) + (\text{短時間労働重度身体・知的障害者の数}) + (\text{短時間労働身体・知的・精神障害者の数}) \times 1/2$$

$$\text{かつ } 1/2 \leq \text{雇用心身障害者数 (重度心身障害者はダブルカウント)} / \text{常用労働者総数 (短時間労働者数を含む)}$$

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
法 附 則 第 三 十 三 条 関 係	5		特定農産加工業者等事業用 施設	1/4		特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者（同条第2項第1号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）が同法第3条第1項の承認に係る計画（同法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業又は同法第5条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者（同条第2項第2号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。）が同法第5条第1項の承認に係る計画（同条第5項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第5条第1項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で一定のものに係る事業所等において行う事業 （当該事業が法人の事業である場合には令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで、個人の事業の場合には令和7年分までの事業に限り、課税標準の特例の適用があります。）
	6		特定事業所内保育施設	3/4	3/4	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項による政府から企業主導型事業の運営費に係る補助を受けたものが行う認可外の事業所内保育施設 ※ 運営費の補助が途切れた場合、当該事業年度以降、課税標準の特例は適用されません。 ※ 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）・居宅訪問型保育事業（同法第6条の3第11項）・事業所内保育事業（同法第6条の3第12項）については、非課税の対象となります。（P24：地方税法第701条の34第3項第10の9号）

※ なお、法附則第33条関係で第5項及び第6項のほかに沖縄振興特別措置法に基づく特定民間観光関連施設（第1項）、同法に基づく情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設（第2項）、同法に基づく製造業等及び産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設（第3項）、国際物流拠点産業の用に供する施設（第4項）があります。